

主

処分庁の請求人に対する保護申請却下処分を取り消す。

事

処分庁は、法第24条第3項の規定に基づき、平成 年 月 日付けで保護申請却下処分(以下「本件処分」という。)を行い、同日付けで請求人に通知した。

請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号) 第5条の規定により、茨城県知事に対し審査請求に及んだものである。

理 由

1 請求人の主張

請求人は、本件処分の取消しを求め、その理由としておおむね次のとおり主張 した。

- (1)請求人は、請求人の (以下 という。)が所有する賃貸アパートに居住しており、 建築中の新居に入居するまでの仮住まいとして、同じ賃貸アパートに居住している。請求人及び は、別部屋に居住しているため同一の住居に居住していない。
- (2) なお、当該アパートは、遺産相続によってのの所有となったもので、の手取り年収録がある。 の手取り年収録がある。 の手取り年収録がある。

り、光熱水費を含む生活費は年間の一万円を下回っている。

こうした状況において、は、請求人に対し、月 万円ほどの金員を支援していたが、電気、ガス等の供給が回ほど停止されるに至り、請求人は、 からこれ以上支援を受けることは困難であると考え、生活保護の申請に至ったものであり、生計は同一ではない。

(3) 処分庁は、本件処分に係る通知書により、請求人及びませれ、同じ賃貸アパートの別々の部屋ではあるが、が所有者であることをもって、同一の住居に居住している旨主張しており、また、請求人の生活費をが負担していることをもって、同一生計と認定し、請求人及びまを同一世帯として保護の要否判定を行っているが、(1) のとおり同一の住居に居住しておらず、(2) のとおり生計も別である。

仮に同一世帯として要否判定を行うにしても、ギャンブルや無駄遣いではなく、年収の大半を税金が占めている状況であり、要否判定で否となる収入の認定方法及び最低生活費の認定方法について説明を求める。

また, 処分庁は, 請求人が であること及び病状調査の結果,

ことから、法第4条の稼働能力活用要件を満たしいない旨主張しているが、いつ。 を全く考えていない。

2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものであって、同庁は、その理由としておおむね次のとおり主張した。

(1)保護申請時点において、請求人及びは、は、が所有する賃貸アパートの別々の部屋に居住中であり、電気、ガス、水道関係の計量器も別々で、一見、各々独立した生計に見受けられる。

しかし、請求人への聞取り調査の結果、請求人の家賃 円については、 及び請求人の (以下「 」という。)が折半して負担し、経理上、請求人が支出した形としているが、実際には家賃としての支出はなく、 請求人の食糧費に充てられていたこと及び請求人の光熱水費については、 請求 書をそのまま に渡し、 が負担していることから、 請求人及び は、

同一の住居に居住し、生計を一にしていると認めたものである。

これに基づき、請求人と を同一世帯として、要否判定を行った結果、保護は「否」と判断した。

(2) 保護申請時点での請求人の手持金は、円(現金円) であり、最低生活費の半額以下であるが、実質的に家賃の負担はなく、生計は が賄っている状態であり、請求人への聞取り調査によれば、「依頼はしていないが、請求人が頼めば が生活費の不足分を賄ってくれる。」という状況にある。

また、同一の世帯として認定した の資産の活用並びに 及び の
技は、法第4条第1項及び第2項の規定により生活保護に優先して行われるものであり、請求人は資力のある と同一住居に居住し、寝食の場に事欠くものとはいえないことから、急迫した事由があるとは認められない。

(3)請求人は、であり、請求人のについて、病状調査を行ったところ、という結果が得られており、また、請求人の主張するについて病状調査を行ったところ、しという判断がなされている。

請求人は、今回の保護申請以前から数年間にわたり、在宅でできる積算関係の仕事を中心に派遣登録による求職活動を行ってきたが、実際の就労には至っていないことからすると、積算関係以外の業種についても、在宅、宅外を問わず、座位でできる軽労作の職を探す努力をすることが、法第4条第1項の「その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用する」に該当すると解せられるが、請求人はその努力をしていないことから、法第4条に定める稼働能力活用要件を満たしていないと判断した。

(4)以上のとおり、本件審査請求には理由がない。

3 請求人の反論

請求人は、上記処分庁の弁明に対し、おおむね次のとおり主張した。

(1)請求人及び との同一世帯として生活保護の申請をしていない。 は仮 住まいであり、請求人と家計を共同にして消費生活を営んでいるとはいえない 状態である。

請求人は、平成 年まで から生活費の支援を受けていたが、平成 年 月に十分な支援を受けられなくなり、同年 月に生活保護の申請を行った。 請求人と は別世帯であり、法第8条の規定と称して勝手に収入認定された の収入額は、額面だけの計算であり、実態とは全く異なる。

現在は、一束20円のそばや30円の冷やし中華等を1日1食で過ごす状況



で、生活費は月 万円程度である。ライフラインが止められるのも時間の問題であり、急迫性は存在する。

(2) 法第4条の稼働能力不活用を理由に却下したとあるが、稼働能力及び稼働能力を活用する意思はあり、稼働能力を活用する場については、努力するとしか答えられないが、実際に活用できる場がなければ、「利用し得る能力を活用していない。」とはいえない。請求人はであり、であり、そでのインターネットの求職が向いている。

なお、請求人は、処分庁の「建築関係の積算以外の仕事を探すよう」との助言に了承していない。話は理解したという意味である。処分庁には、ハローワークへ行く金員がなく、行けない旨を伝えており、インターネットで毎日求職していることも伝えた。

請求人は、を患っており、いつ発作が起こるか分からない。年 回ほどあった大発作が、最近は年 回ほどに減少し、幸い、家の中で起きていることから小さな怪我で済んでいる。より安全で時間と体調管理がしやすい在宅の仕事にこだわるのは、これまでの経験と子供たちの意見によるものである。

4 審査庁の事実認定

本件処分については、請求人及び処分庁の主張により、次の事実が認められる。

- (2) 同月 日内 処分庁は、請求人から、生計手段、求職活動の状況等について、 次のとおり聴取した。

ア 生計手段について

請求人は、が所有する賃貸アパートに居住しており、家賃支出はない。 請求人の光熱水費は に請求し、生活費については、 又は から金 員、米等の現物の支援を受けていた。

イ 求職活動について

請求人は、建築関係の派遣登録による求職活動をしており、当該登録を介して仕事を紹介されたことはあるが、就労には至っていない。

また、請求人は、処分庁に対し、 があるため、派遣登録により紹介された現場監督の仕事に就けないと主張した。

これに対し、処分庁は、請求人に、建築関係以外の仕事も探すよう助言した。

(3) 同月 日, 処分庁は、請求人に対し、整形外科の受診日の調整及びハロー

ワークで求職活動を行うよう助言した。

同日, 処分庁は, 請求人が受診する内科医院を訪問し, 請求人の持病である の病状及び就労の可能性を調査し,

」との結果を得た。

- (4) 同月 日, 処分庁は、 から、 及び他の扶養義務者の状況等を聴取 した。 は、請求人に対する生活費の負担について、「経済的にきつく、限界 である。」と主張した。
- (5) 同月 日, 処分庁は, (3) の整形外科から,「

同日, 処分庁は, 請求人から求職活動の状況を聴取した。この際, 請求人は, 「インターネットで求職は継続しているが, 自宅から遠く, 交通費がかかるため行っていない。」と主張した。

(6) 同月 日, 処分庁は, 本件処分を決定し, 同年 月 日付けで請求人に通知した。

5 審査庁の判断

(1) 法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定めている(世帯単位の原則)。

ここでいう「世帯」とは、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められる一つの単位をさしており、この「生計の同一性」の判断については、同一の住居に居住しているか否かのほか、居住者相互の関係(親族関係の有無、濃密性等)、生活実態(消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担等)又は戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即して適正な認定を行うこととされている(「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「生活保護問答集」という。)第1編第1)。

また、同一の住居に居住していない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同一世帯として認定することとされており(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知)、同一世帯として認定することが適当な場合として、①出稼ぎしている場合、②子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合、③夫婦間又は親の未成熟の子(中学3年生以下の子をいう。)に対する関係にあ



る者が就労のため他の土地に寄宿している場合、④行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合、⑤病気治療のため病院等に入院又は入所している場合、⑥職業能力開発校等に入所している場合、⑦その他①から⑥までのいずれかと同様の状態にある場合が挙げられている(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。))。

- (2) また、法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る 資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用す ることを要件として行われる。」と定めている。
- この「利用し得る能力」を活用することは、「稼働能力活用要件」と呼ばれ、 稼働能力要件は、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提と して、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就 労の場を得ることができるか否か、により判断することとされている(局長通 知第4の1)。①ないし③については、さらに、①稼働能力があるか否かの評価 については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している 資格、生活歴、職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して 行うこと、②稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職活 の事報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体 的に把握し、その者が①で評価した辞機能力を説得し、一下本地を
- 的に把握し、その者が①で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと、③就労の場を得ることができるか否かの評価については、①で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこととされている(局長通知第4の2ないし4)。
- (3) さらに、要保護者に対しては、局長通知第11の1(1)において、「要保護者が、保護の開始の申請をしたときは、保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明のうえ適切な指導を行うこと。」、同(2)において、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。」とされ、保護申請者に対しては、生活保護問答集11の1において、保護を受ける要件を満たす努力をするよう、助言援助をする程度の配慮は必要であるとされている。
- (4) 処分庁は、請求人及び を同一世帯として認定し、生活保護の要否判定を 行った結果、収入認定額が最低生活費を上回ったこと及び稼働能力活用要件を

満たしていないことの2つの理由を挙げ、本件処分を行っている。

まず、世帯については上記(1)のとおりとされているところ、請求人と
が同一世帯に属するかどうかについては、請求人及びいます。
の所有する賃貸アパートの別々の部屋に居住しており、賃貸アパートの各部屋は独立した住居であることから、請求人といれば同一の住居に居住しているとは認められない。また、請求人の光熱水費がいまれていること及びいませばいませばいる。また、請求人の光熱水費がいませばいませばいませばいませばいませばいませばいませばいませばいます。
の支援により生活していたことは認められるが、請求人及びいました。
費財及びサービスの共同購入、消費の共同又は家事労働の分担等の事実があったとまではいえないため、請求人及びいは生計を一にしているとは認められない。上記(1)①ないし⑦(5ページ下から2行目ないし6ページ上から4行目)のいずれかに該当する事実も認められない。

したがって、請求人と が同一世帯に属するとは認められないから、請求人及び を同一世帯と認定し、それを前提に収入認定額が最低生活費を上回ったとする処分庁の要否判定は、不当である。

(5) 次に、稼働能力活用要件については、上記(2)のとおりとされていると ころ、本件において、処分庁が請求人の稼働能力活用要件について調査検討を 十分に行った事実は認められない。

また、処分庁は、処分庁が平成 年 月 日及び 日に行った助言に請求人が従っていないとして、請求人に稼働能力を活用する意思がないとの判断をしているが、当該助言は、処分庁が、上記4(5)の検診結果を受領した同月 日以前のものであるから、請求人の稼働能力を客観的かつ総合的に勘案して評価した上で行われたものとはいえない。

さらに、要保護者や保護申請者に対する助言指導や助言援助については、上記(3)のとおりとされているところ、請求人がインターネットを活用した建築関係の積算の仕事に係る求職活動に終始し、

を行っていないとしても、、これに対し、処分庁が適切な助言指導や援助を行った事実は認められないから、請求人が処分庁の助言指導に従わず、稼働能力の活用を怠り、又は忌避しているとまではいえない。

したがって、請求人が稼働能力要件を満たしていないとする処分庁の判断は、 不当である。

(6) 以上のことから、本件審査請求には理由がある。 よって、主文のとおり裁決する。



平成27年11月30日

茨城県知事 橋 本

